

Contract ～規約～

【第1条：名称】

本会は、「中央大学ラグビー部サポーターズクラブ」(以下、「当クラブ」)と称し、英文では(Chuo University Rugby Football Club Supporters Club)と表示する。

【第2条：目的】

当クラブは、中央大学学友会体育連盟ラグビー部(以下「中央大学ラグビー部」)の活動を支援し、ラグビーの普及&発展を通じ、元気で健全な社会作りへ貢献し、文武両道の人材を社会へ輩出していく事を目的とする。

【第3条：運営】

当クラブは、中央大学卒業生を中心とした「運営事務局」が運営・管理する。

【第4条：経費】

当クラブの経費は、会費・寄付金・その他の収支をもってあてる。

【第5条：会計年度】

当クラブの会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日までとする。

【第6条：会員の資格】

当クラブの目的に賛同するもので、会員としてふさわしい品位と常識があり、ラグビーを愛する個人/法人とする。また社会の秩序や市民生活に脅威を与える反社会的勢力、組織/団体と関わりをもっていない個人/法人とする。

【第7条：入会手続き】

- 1.入会を希望するものは、入会申込書を提出し期間内に年会費を定められた方法で支払うものとする。
- 2.会員資格は、年会費の全額の支払を完了した日に取得する。
- 3.個人会員の年会費(10,000円～)の納入方法は、所定の金融機関口座への振込みとする。
- 4.法人会員の年会費(50,000円～)の納入方法は、当クラブが請求書において所定の銀行口座への振込みとする。

【第8条：会員証】

- 1.事務局は年会費を受領したとき、所定の会員証を交付する。
- 2.会員は、その資格/会員証を第三者に譲渡することはできない。
- 3.会員証の紛失、盗難、滅失その他の理由により会員が会員証の再発行を希望する場合には、運営事務局は、所定の手数料を申し受け再発行するものとする。

【第9条：会員資格の喪失】

- 1.会員は、次の各号の一にでも該当するときは、その資格を喪失するものとする。
 - ・当クラブに対し所定の退会届出を提出したとき。
 - ・会員資格の継続を希望する場合において、期日までに所定の金融機関口座へ年会費の振込みが行われなかったとき。
 - ・除名されたとき。
 - ・個人会員が死亡したとき。
 - ・法人会員が解散を決議しまたは他の会社との合併をしたとき。
破産、和議、会社整理、特別清算、会社更生の申立を受けたとき、またはそれらの申立をしたとき。
- 2.前項第1号の場合において、所定の期日から1か月以内に年会費が納入されたときは、当クラブは、会員資格の継続を認めることができるものとする。

【第10条：除名】

当クラブは、会員が次の号の何れか一つにでも該当するときは会員を除名することが出来るものとする。

- ・当クラブの運営を故意に妨害したり、名誉または信用を傷つけ、もしくは秩序を乱したとき。
- ・社会の秩序や市民生活に脅威を与える反社会的勢力、組織/団体と関わりをもったとき。

【第11条：廃止】

- 1.当クラブは、6か月前に会員へ通知する事により、当クラブを廃止する事が出来るものとする。
- 2.前項の規定にもとづき当クラブが廃止されたとき、年会費の返還、損害賠償等の一切の請求はできない。